

いぶりの食の魅力発信レベルアップ事業
「いぶりフェア」開催要領

1 目的

胆振管内の特産品のPR及び販路拡大を図るため、北海道どさんこプラザ札幌店において、マーケティングサポート催事を活用した物産・観光PRを実施する。

2 日時

(1) 日程

平成30年2月7日(水)～2月13日(火) 7日間

(2) 時間

8:30～20:00

3 会場

北海道どさんこプラザ札幌店

(札幌市北区北6条西4丁目)

JR札幌駅1階西通北口 北海道さっぽろ「食と観光」情報館内)

- ・入口催事場・情報館通路側 (約1.6㎡)
- ・入口催事場・コンコース入口側 (約1.6㎡)
- ・PRスペース(物販なし) (約40㎡)

4 主催

北海道胆振総合振興局

5 協力

北海道どさんこプラザ札幌店

6 内容

胆振管内で製造された商品の催事販売

- ・事業者による試食・実演を伴った対面販売。
- ・商品陳列棚を利用した陳列販売。
- ・振興局による管内の観光及び物産PR。

7 募集企業

(1) 事業者数

対面販売：5～10社

陳列販売：商品数は1社につき3品まで

(2) 対象事業者

胆振管内に主たる事務所または事業所を有する事業者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

ア 道産食品の生産、製造加工を行っている者

イ 自らが企画・考案した道産食品の販売を行っている者

なお、ここでいう「道産食品」とは、道内で主な生産又は加工が行われた食品(飲料を含む。)をいう。

(3) 募集にあたっての条件

ア 対面販売時の販売期間は、2(1)の日程のうち1日間以上とする。

イ 販売商品は、PL(製造物責任)保険等に加入し、かつ、表示に関する法令を遵守している商品に限る。

ウ 調理実演は、可能であること。

- ただし、揚げ物などの調理実演やガス調理器、直火等の使用は、不可能であること。
- エ 事業者は、店舗に対し、1日ごとの売上（税別）の15%を手数料として支払うこと。ただし、上限額（3万円）の設定があること。
- オ 事業者は、振込手数料、参加者の経費（運送費・旅費・宿泊費等）及び売れ残った商品の返送・廃棄について、負担すること。
- カ 催事場の冷凍冷蔵オープンケース、電子レンジ、電磁機器（IH）以外の什器、特殊備品を使用する場合は、事前相談の後、各事業者が手配すること。

8 申込方法

- ・ いぶりフェア「申込書」及び「出品商品リスト」に必要事項を記載の上、9の申込先あてメール、FAX、郵送等により申し込むこと。
- ・ 対面販売のみを申し込む場合は、出品商品リストに全ての販売予定商品を記載すること。
- ・ 陳列販売のみを申し込む場合は、出品商品リストに3品まで記載し、出品リストの備考欄に「陳列」と記載すること。
- ・ 対面販売と陳列販売の両方を申し込む場合は、対面販売の販売予定商品の中から、陳列販売の申込をする商品にのみ、出品商品リストの備考欄に「陳列」と記載すること。

【申込期限】

平成29年9月8日（金）

9 問い合わせ・申込先

北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課（担当：前田）
（〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階）
Tel.:0143-24-9592
Fax.:0143-24-4796
e-mail:iburi.kanko@pref.hokkaido.lg.jp
URL:<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/iburifair.htm>

10 その他

- ・ フェアで使用する商品は消化仕入となります。
- ・ 申込多数の場合は、マーケティングサポート催事申込実績のない事業者、主な原料が胆振管内産である商品を優先します。